

第1回応其こども園指定管理者選定委員会

1. 日 時 平成25年12月 5日 (木)

午後7時 4分 開会

午後8時44分 閉会

2. 場 所 橋本市保健福祉センター 3階 多目的ホール

3. 出席委員 19名

4. 議 事

○司会 皆さん、こんばんは。定刻となりました。本日はお忙しい中、また夜分お疲れのところをご出席賜りありがとうございます。

それでは、ただいまより、応其こども園指定管理者選定委員会を開催させていただきます。

まずはじめに、委嘱状の交付を執り行わせていただきます。

本来ならば、市長からお一人お一人の委員の皆様方に直接お渡ししなければならないところでございますが、時間の関係上、委員の皆様を代表いたしまして〇〇様に委嘱状を交付させていただきたいと思っております。

恐れ入りますが、〇〇様、前のほうによりしくお願いします。

○木下市長 委嘱状、〇〇様、応其こども園指定管理者選定委員会に委任いたします。
平成25年12月5日、橋本市長木下善之。

どうぞよろしく申し上げます。

(委嘱状 交付)

○司会 ありがとうございました。

また、皆様の委嘱状につきましては、既にお手元のほうに配付させていただいておりますので、ご確認のほうをよりしく願いいたします。委員の皆様方におかれましては、今後ともよりしく願いいたします。

続きまして、第1回選定委員会の開催にあたりまして、木下市長よりご挨拶を申し上げ

ます。

○木下市長 皆さん、こんばんは。

それぞれ昼のお仕事でお疲れのところ、こうして夜分お寄りいただき本当に感謝しております。今晚は応其こども園の指定管理者選定委員会ということでございます。非常に大事なことでございますので、ひとつ最後までよろしくお願い申し上げたいと思います。

さて、本市におきましては、次代を担う子どもたちの健全な育成環境を整備し、質の高い養育機会を提供することを目的として、平成19年6月に幼保一元化5カ年計画を策定してございます。この計画では、幼保一元化施設、認定こども園を整備することで、乳幼児期の人間形成にとって重要である子ども集団の確保を図っていくことを基本政策としております。

また、認定こども園の運営にあたっては、民間活力を導入し、本市が提供している保育、教育を基本としながらも、公立とは違った特色のある保育、教育機会を提供していくことを目指して取り組んでいるところでございます。

平成21年4月には高野口こども園が完成し、続いて平成24年4月にはすみだこども園が開園いたしました。保護者の皆様からも高い評価を得ておるところでございます。応其こども園につきましては、当初の計画では予定をしておりませんでした。伏原保育園、名古屋曾保育園、応其幼稚園の園舎が老朽ということで、耐震性に欠けるということから急遽こども園として整備を進めることになったわけでございます。

委員の皆様におかれましては、本日を含め2回の選定委員会で、応其こども園の指定管理者となる法人を選定していただくこととなります。公立の保育、教育を基本としながらも、民間の特色ある保育を実施していただき、子どもたちが元気で明るく伸び伸びと育っていきける、そして、地域の子育て拠点としての役割を担っていきけるすばらしい法人を選定していただきますようどうかよろしくお願い申し上げます。誠に簡単でございますが、冒頭にあたってのご挨拶とさせていただきます。

○司会 ありがとうございます。

なお、木下市長につきましては、この後、公務がございますので、退席となります。

ありがとうございました。

○木下市長 では、皆さん、よろしくお願いいたします。

○司会 それでは、引き続きまして、会議を進めさせていただきます。

本委員会は、応其こども園の指定管理者候補を選定するための審査を行っていただく重

要な会議となっております。それぞれの見地から十分ご検討いただき、こども園を運営するにふさわしい指定管理者候補が選定されますよう、よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

それでは、まず、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。

机の上に資料一覧というのがあると思いますが、まず、そちらをご覧いただきたいと思っています。

1 番目、会議次第、それから 2 番目、委員名簿、3 番目、右肩に別紙とありますが、(別紙) 橋本市立応其こども園指定管理者審査基準の考え方(案)、4 ページものがございます。続きまして、資料 1 として、橋本市指定管理者選定委員会要綱、5 番目としまして資料 2、橋本市立応其こども園指定管理者選定委員会審査資料(比較表)ということで、A 3 の 5 ページものがございます。それから、6 番目、資料 3 として、審査項目における橋本市の現状、続きまして、資料 4 として、社会福祉法人の財務分析資料、資料 5 として、橋本市立応其こども園指定管理者募集要項、次に、資料 6 として、橋本市立応其こども園管理業務仕様書、それと資料 7 として、第 2 回応其こども園指定管理者選定委員会次第(案)を付けさせていただいております。それとあわせて、机に申請書類として 4 法人の申請書のファイルをお渡しさせていただいております。なお、資料を持ち帰られるための袋を机の棚のほうに置いてございますので、最後にご利用をお願いしたいと思います。

以上、資料のほうにつきましては、そろっておりますでしょうか。

もし資料で不足するものがございましたら、申し訳ございませんが、事務局までお知らせください。

それでは、皆様のほうに資料があるということで進めさせていただきます。

本日の選定委員会は非公開でさせていただきます。ただ、議事録につきましては公開をさせていただきます。ただし、その資料の中でも、また会議の中でも、個人情報に関する部分がたくさんあります。それらにつきましては非公開として事務局で校正し、後ほどこちらのほうから指名させていただきます議事録署名委員さんに見ていただいた後に公開するというので計画しております。

なお、議事録を作成する上で、この後、会議のほうでご発言なされる場合においては、机の上の名札にお名前がありますけれども、その真横に番号を入れております。その番号を言ってから発言をお願いしたいと思います。番号は 1 から 19 番委員までそれぞれありますので、その番号でよろしくお願いたします。

また、ご発言いただく際には大変申し訳ございませんが、お近くのマイクを使っていただきますよう、お願いします。マイクはオン・オフの切り替えがありますので、発言のときにはスイッチをオンにしてお願いいたします。

次に、本日資料1の橋本市指定管理者選定委員会要綱というものがございしますが、また、一番上にも付けさせていただいているところですが、この第7条に秘密保持の項目がございます。委員さんが持っておられます各法人の書類につきましては個人情報がたくさんあります。書類の保管、漏えいなど、取り扱いにつきましては十分注意していただきますようお願い申し上げます。そして、年明けの1月13日の第2回選定委員会にもこの書類をご持参いただきまして、終了後、事務局のほうに全て返却いただくということになっていきますので、よろしく申し上げます。

それでは、次に、次第5番目、議事録署名委員の指名について、事務局のほうから指名をさせていただきたいと思えます。

6番委員さん、15番委員さん、よろしく申し上げます。

それでは、続きまして、委員長及び副委員長の選任に入らせていただきたいと思います。

委員長及び副委員長につきましては、先ほどの選定委員会要綱の第5条第1項の規定により、委員長、副委員長の選出を行う必要がございます。選出につきましては、委員の中からの互選という規定になっておりますが、このたびの選定におきましては、こども園の指定管理者の選定ということで、議事を進行させていただき委員長につきましては、幼児教育、保育に熟知された方になっていただき、専門的な見地から助言をいただきながら進めたほうが良いと考えますので、委員長は〇〇委員にお願いしたいと思えます。

なお、副委員長につきましては〇〇委員にお願いしたいと思えます。

また、議事進行を行います議長につきましても委員長にお願いしたいと思えますので、皆様の拍手をもってご承認のほどよろしくお願いいたします。

(拍手)

○司会 ありがとうございます。それでは、委員長、副委員長、前の席のほうによりよろしくお願いいたします。

それでは、まず委員長にご挨拶いただき、引き続き議事に入っていきたいと思えます。

委員長、よろしく申し上げます。

○委員長 応其こども園指定管理者選定委員会の委員長をご指名いただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

応其こども園の選定にあたり、子どもと保護者にとって最善の利益が実現されるような選定を行っていきたいと思います。皆様のご協力を得て審議を進めていきたいと思いますので、どうぞご協力よろしくお願いいたします。

それでは、議事進行のほうを早速始めさせていただきたいと思います。

会議次第7番をご覧ください。議事は1から4までとなっています。

まず第1番目の経過及び概要説明について、事務局のほうからご説明をお願いします。

○事務局 それでは、経過及び概要説明をさせていただきます。

橋本市の乳幼児については、年々減少しております。0歳から5歳の人口は平成10年には4,146人でありましたが、今年4月では2,824人となり、この15年間で1,322人、約32%減少しております。この傾向につきましては、まだまだ今後も続くということで、国立社会保障・人口問題研究所の推計でも相当数乳幼児の減少を予想されております。

このような時代の転換期におきまして、健全な育成環境を整備して、質の高い養育機会を提供することは非常に重要であると考えております。このため、平成19年、幼保一元化5カ年計画を発表し、子どもたちが生き生きとたくましく成長できる橋本市を目指しているところです。

この計画に基づき、まず1園目のこども園として、平成21年4月に高野口こども園、2園目のこども園として、平成24年4月にすみだこども園を開園し、3園目のこども園として平成27年4月に橋本こども園の開園を計画しております。今回、4園目の施設として計画されている応其こども園につきましては、伏原、名古屋両保育園及び応其幼稚園の園舎の老朽化が著しく、耐震診断、耐力度調査を行った結果、耐震性に欠けると判定されたため、急遽、こども園として整備を進めることになりました。そのため、市議会、保護者説明会、関係地元区長会への説明会及び応其地区住民説明会を経まして、平成27年4月に開園すべく、指定管理候補者の選定委員会を本日開催する運びとなりました。

認定こども園といいますのは、皆さんご存じかと思いますが、保育園、幼稚園の双方の良さを取り入れ、0歳から就学前までの子どもの成長と発達を見据えて一貫した幼児教育、保育を提供し、子どもたちを心豊かにたくましく育てていくとともに、地域子育て力の向上を図ることを目的とした施設となっております。

このたびの応其こども園につきましては、伏原保育園、名古屋保育園、応其幼稚園の3園を統合いたしまして、長時間児、いわゆる保育園児ですけれども、保育園児が128名、短時間児、いわゆる幼稚園児36名、合計164名の定員で保育所型のこども園を伏原・応其

地内の東部スポーツ広場跡地を活用し、開設するものとなっております。

以上、簡単ですけれども、経過及び概要の説明とさせていただきます。

○委員長 質問等については、議題2の説明が終わってから一括して行いますので、引き続き議題2番に移ってまいりたいと思います。

2番の議事、審査基準についての1番目、創っていききたいこども園についてを、17番委員より、まずお願いします。

○17番委員 それでは、審査基準について、1番目の創っていききたいこども園について、どんなこども園をつくっていききたいか。それぞれの担当からまとめまして、市としての考え方をご説明させていただきます。

まず、施設の基本的な考え方でございますが、まず、保育施設全般について共通しておりますけれども、保育施設は子どもたちが将来に向かって生きていくための力の基礎を養う場所でございます。したがって、こども園において、子どもの生活や学びにおける発達の連続性に配慮しながら、家庭や地域とともに子どもを育み、養育していく園になって欲しいと思っております。このことは施設内だけの保育に終わるのではなく、地域の園として、家庭や地域と連携しながら、子どもの発達を保障する中心的な役割を担う施設であって欲しいと願っております。

続きまして、2番目に、こども園の機能についてでございますけれども、こども園は就学前の教育と保育を一体的に提供する施設であります。教育や保育の内容は国の示す幼稚園教育要領や保育所保育指針の両方の目標が達成されますよう日々の保育を行う必要があります。加えて未就園児や保護者を対象とした子育て支援の機能を持つこととされております。

このことは一人一人の子どもたちの発達保障、保護者の就労支援という意味合いもありますが、何よりも集団の中で生きる力の基礎をつけて、小学校につなげていける施設であって欲しいと思っております。

なお、幼稚園教育要領と保育指針は文部科学省、厚生労働省がまとめておりますが、内容的にはほぼ同じで、保育所の保育指針には養護機能が盛り込まれています。

3番目といたしまして、具体的な応其こども園のイメージでございますが、応其こども園は保育所を母体にした保育園型こども園です。これまで通っていた地域にあった幼稚園は表面的にはなくなってしまうますが、保育の中身においてはこれまでとほとんど変わることがありません。こども園として再スタートすることによって、子どもたちが明るくの

びのびと楽しい園生活を過ごすことができる施設、保護者が働いているかいらないかにかかわらず、子どもを入園させたいと希望すれば就園できる施設であり、あわせて地域における子育て家庭が子育ての不安や負担感も解消できるよう、子育て相談や親子の集いの場や機会を提供し、子育ての楽しさを実感できる施設にしたいと考えています。

また、保育の内容においては、これまで公立保育園や公立幼稚園が長年培ってきた基本的保育の考え方をベースに、運営法人に、新たな保育ニーズに対する取り組みやプランを期待しているところでございます。特に応其こども園では、短時間児、つまり幼稚園児になりますが、これまでの4、5歳児に加え、新たに3歳児が入園できることとなります。また、長時間児、つまり保育園児ですが、0歳児から5歳児の保育となります。

これらのことも含め、運営法人が地域の保育、幼児教育の拠点として、また、地域子育て支援の拠点として、どんな園を描き、保育や教育に対しどんな考え方をもち、実践しているのか、また、ぜひお聞きしたいと楽しみにしているところでございます。

以上、簡単ですが、創っていききたいこども園像についてお話しさせていただきました。

○委員長 ありがとうございます。

引き続き、2番の2項目、審査基準の考え方について事務局より説明をお願いします。

○事務局 お手元に配付してございますクリップでとめた資料のほうで、右に別紙と書いてございます、インデックスのほうに別紙と書いてございます資料をご覧くださいませすでしょうか。

それでは、審査基準の考え方についてご説明させていただきます。

橋本市立応其こども園指定管理者審査基準の考え方（案）というところですが、審査基準につきましては、昨年4月に開園したすみだこども園の指定管理者審査基準で設定いたしました審査項目と同じ項目を、橋本こども園の審査基準も同じでございます。この応其こども園でも指定管理者の募集要項におきまして示しております。それに基づいた項目設定となっております。基準項目の設定ということで7つの基準項目を設定しております。

1番目として、こども園での適切な教育・保育の提供能力が25点、これは非常に大事ということで25点を配点しております。2番目に、指定管理業務を安定して行う能力が20点、3番目に子育て支援及び地域との連携が15点、この子育て支援といいますのは、地域の子育て家庭に対して、育児相談であるとか交流の場の提供、そういった事業をする事業でございまして、開設日数あるいは時間、実施形態で広場型、センター型など、色々な種類が

ある事業となっております。この子育て支援及び地域との連携が15点となっております。
4番目、給食についてが10点、5番目、こども園の収支及び危機、安全、衛生等の体制が10点、6番目、円滑な引継ぎ保育の確保が15点、7番目、その他5点ということで7項目、合計100点となっております。

続きまして、各基準項目の小項目についてご説明いたします。

別紙の1ページ、中段以降ですけれども、まず1番目の、こども園での適切な教育・保育能力25点の下に1つ目の小項目といたしまして、教育・保育の理念及び運営方針で20点配点しております。その小項目の下に審査していく上での主眼点を示しています。

教育・保育の理念及び運営方針は適切か。それと保育、教育の目標や方針、及び指導計画等が良質な保育、教育を提供できる内容となっているか。申請書にある事業計画書あるいは添付資料を参照いただきまして評価していただきたいと考えています。

次に、2点目の法人の状況が5点配点しております。こども園運営にふさわしい法人の理念を持っているか。経営実態は健全か。こういった内容についても申請書の中に法人の概要という資料がありますので、そちらを見ていただきたいと思います。

続いて、2番目の指定管理業務を安定して行う能力の20点の内訳ですが、小項目といたしまして、管理運営及び人材育成体制、研修実績で10点、内容としては、適切な人員配置体制となっているか。緊急事態に対応可能な体制となっているか。職員の指導育成、研修体制は十分か。こういった内容について、これも申請書の中にあります収支計画書と事業計画書、それと研修の実績についても資料を添付しておりますので、そういったものを見ていただきたいと思います。

それと、2点目、法人の財務状況及び類似施設の経営状況で10点、これについては、後ほど2番委員から、財務専門家としての見地からご助言をいただきたいと思っております。合計で20点となっております。

続いて、2ページのところですけれども、3番目の子育て支援及び地域との連携が15点。1点目の小項目が子育て支援事業の取り組みについて、地域住民への保育の相談や助言、子育て支援の取り組みはどうかということで10点。それと2点目が地域との連携について、地域、地元の自治会、あるいは小学校、保育園との連携、市及び市教育委員会等との連携はどうかという点で5点。続いて、4番目の給食についてが10点。給食については小項目は設定しておりません。給食の取り組みは適切か。食育の取り組み状況はどうか。アレルギー食への対応は適切かということで、平成17年に食育基本法が制定され、平成20年に改

定された保育所保育指針のほうにも食育の推進を掲げているといったことを反映して、給食については食育の部分を取り入れて10点という配点にしております。これについても事業計画書あるいは運営園の献立なども付いておりますので、それを参考にさせていただければと思います。

5番目のこども園の収支及び危機、安全、衛生等の体制が10点ですけれども、内訳として1点目、応其こども園運営の収支計画について5点、2点目が危機、安全、衛生、健康管理並びに苦情対応について5点、合計で10点です。これについても運営園の資料でありますとか事業計画書をご覧くださいと思います。

6番目、円滑な引継ぎ保育の確保で15点。1点目が引継ぎ保育の方法が10点、2点目、現在の嘱託・臨時職員の雇用についてが5点。

最後、7番目のその他5点ですけれども、指定管理者の申請理由、あるいは発達支援保育の考え方についてということで配点しております。

採点はこの小項目ごとに「劣る」1点、「やや劣る」2点、「普通」3点、「やや優る」4点、「優る」5点ということで点数化しております。重点項目は2倍、3倍、4倍ということで、基本的に上の各項目の中の小項目ですけれども、基本的に5点ですが、重点項目で10点のところは2倍にしてあるということです。

一番最初にありました教育能力の部分で20点というところがあったと思いますけれども、これは5点のこういった採点を4倍にして20点ということになっております。

続いて、書類審査及び採点方法ですけれども、本日、多くの資料をお渡ししております。法人から提出された申請書類により審査をしていただいて、書類上から法人の概要を把握していただきます。そして、次の第2回選定委員会ですが、そのときに法人からプレゼンテーションをしていただきまして、質疑応答により、さらに深く法人を理解していただいて、こども園にふさわしい法人かどうかを見きわめていただきます。その後、各委員に法人ごとに評価点数、小項目ごとに評価点数、1点から5点を付けていただきます。各委員さんごとに採点表をお渡しいたしますが、法人ごと、小項目ごとに1点から5点を付けていただきまして、重点項目については4倍されて20点になったり、2倍で10点になったりします。そういった評価点数を集計して平均いたしまして、最低基準の60点以上で最高点を得た法人を応其こども園指定管理者候補者として決定するということになります。

ここで候補者という言葉を使っておりますのは、こちらで選定していただいた指定管理者につきましましては、市長の決裁を得た後、来年の3月議会に提案する予定になっておりま

す。議会のほうで議決されれば正式な指定管理者として承認されます。採点の結果、どの法人も60点未満となった場合については、選定委員会で再協議していただいて、該当の有無を決定していただきます。なお、選定結果については、他の法人は名前を伏せて獲得点数を一覧表にしたものを付けて、選定の結果を通知する予定となっております。

以上が審査基準でございます。よろしくお願いいたします。

そして、ちょっと連絡をさせていただきたいと思います。

また、今回の選定委員会の審査のご参考になるかと考えまして、事務局のほうで日程をとりまして、今回申請のありました法人の保育施設の現地視察に行きたいと考えております。日程案につきましては、本委員会の最後に、各委員へご提案させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、日程の都合上、ご参加いただけない委員もおられるかと思いますが、事務局のほうでビデオ撮影を行い、次回の第2回選定委員会においてご覧いただく時間をとりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、今回の申請法人は4法人でございますが、〇〇会さんにつきましては、代表保育園が〇〇県〇〇市に所在しているということですので、他法人と同様の日帰り視察は難しいと考えています。事務局案としましては、視察と同時刻に法人側で約1時間程度ビデオ撮影をしていただき、事務局のほうで編集したものを次回の選定委員会でご覧いただきたいと考えておりますが、ご了解いただけますでしょうか。あわせてお諮りいたします。

○委員長 以上、1、経過及び概要説明、2、審査基準について、創っていききたいこども園及び審査基準の考え方ということで、大項目としては7項目、そして小項目として何点かについてご説明が終わりました。

まずはじめに、議事の1番、2番を一括して質問、ご意見等を受け付けたいと思います。その後で、最後の法人視察についてのご意見等を受け付けたいと思います。

それでは、議事の1番、2番について、ご質問はございませんでしょうか。ご質問がある場合には、挙手をいただいて、近くのマイクを持って、まずは番号を言っていただいてから発言をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

今日、第1回目ですので、何か質問、どうぞ。

○17番委員 円滑な引継ぎ保育の確保と言われますが、この引き継ぎ保育の仕方についてはこの資料で分かるんですか。

○事務局 申請書を別に机の上に置いてございますけれども、そちらのほうに事業計

画書がございますので、そちらのほうを参考にさせていただきますと、保育の引き継ぎについてということで項目をいただいておりますので、それをご参照いただきたいと思います。

○委員長 何ページとかよろしいですか。

この資料の中に、円滑な引継ぎ保育についてであると。

○事務局 資料の（２）のところで、事業計画書というのがございます。こちらのほうにそれぞれの審査基準に係る項目について、各法人から色々と書類を出していただいております。記載していただいております。そのこのところを一通り目を通していただきますと、申請した理由がありまして、それから、教育・保育の理念、それから具体的な方針でありますとか、子育て支援事業の取り組み、それから運営園での給食についての考え方、それから人材確保・育成の考え方、それから、発達支援保育の考え方、それから、こども園を通じた地域とのかかわり方、危機・安全・衛生・健康管理に関する考え方等がございます。そのこのところを見ていただきますと、幼稚園、保育園の引き継ぎ及び開園当初の対応についての考え方という記載もございますので、そちらを参考にさせていただきたいと思います。一応、（９）という形で記載してあるところが幼稚園、保育園の引き継ぎについて記載したところでございます。

○委員長 私の手元には〇〇会さんのがありますが、６ページのところに（９）として、幼稚園、保育園の引き継ぎ及び開園当初の対応についての考え方が掲載されています。それぞれの資料に必ずありますので、そこをご覧になっていただければと思います。

ご質問いただいた方はよろしいでしょうか。ありがとうございます。

他にご質問。保護者代表の方たち、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○９番委員 今たまたま見させてもらったんですけれども、採用人数とか、色々計画としてあると思うんですけれども、それが適切に運営されているかどうかというのはチェックされていかれるんですか。今後、運営が始まってからでよろしいですけど。

○委員長 運営後のチェック機能はどうなっているかということですね。

これについていかがでしょうか。

事務局。

○事務局 人員等につきましては、子どもの数等で決まっておりますので、運営につきましては、こども課のほうに担当がありますが、そちらのほうで、法人が子どもの数に合った先生を確保しているのか、指定管理者を監査していくということでございます。

○9番委員 ○○園でもそういうことですね。それ以外はちょっと見ていないんですけども、例えばこの中のチェック状況の中で、適切に運営されているかというのは、今現在みたいにチェック機能があるのかなというところが思ったんですけども。

○委員長 事務局、お願いします。

○事務局 職員等の運営状況について、まず、最初に県の認可が必要になりますので、県の認可の際に職員体制については基準に合致するかどうか、職員の名簿あるいは資格を付けて認定をいただきます。その後、運営が始まりましたら、こども課のほうで毎年指導監査に行きますので、その指導監査において職員体制運営状況についてはチェックしていくという形になります。

それにあわせて、保育内容、教育内容については、定期的にこちらのほうから職員なりを指定管理しますが、チェックしていくような形になります。

○委員長 チェック機能は一応、指導監査という形で入っていくということでしょうか。よろしいですか。

○9番委員 はい、ありがとうございました。

○委員長 他にご質問、どうぞ。11番。

○11番委員 ホームページを拝見していて、橋本こども園の指定管理者が子どもの家福祉会に決定されたということで拝見したんですけど、高野口こども園も運営されています。今回の応募を拝見しますと、○○園の○○会、そこが応募されているということで、やはり今、実際に○○園を運営されている法人のほう、行政としての評価、そういうものがもしあるようであれば、今回の審査の上でも活用することになるのかなと思うんですけども、先ほどの方のご質問とも共通するかもしれないんですが、今、現にされている評価結果とかその辺は、行政としても出していただくということは難しいんでしょうか。

○委員長 質問はおわかりになりましたか。

既に○○園で指定管理された園の評価についてはどうなっているか。それが参考になるかというご質問だと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局 毎年、高野口こども園もそうですし、すみだこども園も24年度からの管理でございますが、アンケート調査を保護者にしてございます。いずれの回答につきましても、良好だということで聞いております。

以上です。

○委員長 移管された先についてはこれで良好ではないかということですね。

○11番委員 どのようなアンケートをされてどういう結果だったか。良好だけという一言じゃなくて、もし内容があれば、保護者の方のアンケートだから、あまり中身までは、コメントまではいいんですけど、どういう質問をされて、どういう反応になっているかというのを何かまとめたものがあれば、参考になるのかなと思うんですけど。

○委員長 もう少し具体的に、かつまとめてある資料等があるかというご質問です。

○事務局 アンケートの内容につきましては、後日でもお示しはできるんですが、ただ、事務局でも心配しますのは、今回、4法人が応募いただきまして、その中の1つについては、たまたま現在、〇〇園を運営してございますので、そういう結果を参考にできるということでございますが、それで公平性というところでいかがなのかなということで、ご判断をいただけたらとは思いますが、どうでしょうか。

○委員長 それについては、皆様のご意見をお聞きしたらよろしいでしょうか。一応、公平性というところで、提出していただく書類がある程度決まっているので、そこを参考にするのか、それとも先ほど、指定管理を既に行っているところのアンケートも含めて考えるのかというところで、皆様のご意見もお聞きしたいと思うんですが、どうですか。

○7番委員 僕は〇〇園に初めての子を入れてたんですけども、あまり僕のところの子どもは合わなかったんで、この〇〇園に逃げてきたじゃないけど、4組ぐらいのお子さんを持っている方とたまたま〇〇園に受け入れていただいて、そのまま卒業までいけるかなと思っていたら、こども園の話が出てきまして、先ほど、9番委員さんも同じようなことを、これも説明会からずっと同じことの繰り返しなんですよね。そのときも〇〇園、実際の話、あまり最初のほうはやっぱり、評判はあまりよくなかったんです。それでも一応、向こうの理事長さんとかとお話ししたり、アンケート結果を、その都度問題があったら、こども課とか幼保一元化整備室で責任持って見ていくとは、一応、約束してくれているような現状なんです。だから、僕は最初の〇〇園は初めてやから、なかなか良いところも悪いところも出せなかったかったかもしれないし、その場合に、僕は〇〇園へ逃げてきたというか、それが僕も何が正解で、何があれか分からないんですけども、一応、僕も何を言うているのか分からん。質問といたしましたら、説明会をずっとして、何を言うたらいいのか分からなくなってきましたけど、ちゃんとその都度、問題が起こったらこども課のほうで責任を持ってずっと経営者さんとお話ししてくれるというような形でいいんですよと、一応、僕らのほうは聞いています。

○委員長 ○○園に関しては1回目の指定管理だったので、さまざまな問題を抱えつつも、多分、調整をしていく中でより良いものに、現在の状態はあまり苦情のない状態、良い状態であるということでは理解できると思うんですが、先ほどはそういう情報をプラスアルファして考えるかということについてです。ですから、今あるたくさんの書類の中で、あと、もう1つは当日のプレゼンテーション、これ、見せていただくとかなり園の運営方針や子ども観、それから細やかな配慮等、かなり見えてくるプレゼンになると思いますので、それを使いながら判断をしていくという方向でいかがかということなんですが、これについていかがでしょうか。皆さんの、特に保護者の方のご意見をお伺いしておきたいと思います。

はい、どうぞ。よろしくお願いします。

○5番委員 多分、僕ら保護者からの目線からすると、資料をこんなにたくさんいただいているんですけども、多分、見ても専門的なことで分かる範囲のものであるとか、想像できるものとかというのは、やっぱりないと思うんです。僕ら保護者からすると、第2回のプレゼンテーションで、実際に会ってどんなプレゼンをしてくれるのかというのが多分、僕らの立場からしたら一番分かりやすいんじゃないかなと思うんです。ただ、専門的な方もいらっしゃるので、参考になる資料が多ければ多いほどいいんじゃないかなと思います。

○委員長 あったほうがよろしいんじゃないかというご意見でよろしいですか。

○5番委員 はい。

○委員長 他の方、いかがでしょうか。

事務局とご相談ですが、どういうアンケートでどういうおおよそのものがあつたか、提供していただいてもよろしいですか。

実際には、多分プレゼンを参考にして決めていくことになると思いますが、今、しますか。それとも次回に。それとも、いかがでしょうか。

○事務局 アンケートということですね。皆様のほうがそのほうが良いということでしたら、次回にそのアンケートの結果につきましても、参考資料ということでお付けをさせていただくようにします。

○委員長 じゃ、皆様のご意見を挙手か何かで確かめておいたほうがよろしいですか。

それでは、今、ある資料でよろしいんじゃないかということと、それからプラスアルファ、

〇〇園、〇〇会さんのされている〇〇園について行ったアンケートを、概略の資料が欲しいというほうに分けて挙手をしていただきたいと思います。

それでは、この資料でよろしいのではないかという方、挙手をお願いいたします。

(挙 手)

〇委員長 では、新たに資料を付け加えてほしいという方、手を挙げてください。

(挙 手)

〇委員長 この結果ですと、資料なしでいきましょうということですが、納得していただけますでしょうか。よろしいですか。

〇副委員長 事務局のほうへお尋ねしたいんですけども、確かに〇〇会さんについては、実際にここに提案されている方なので、色々な先入観というのか、そういうのが入るおそれはないとは言えないんですけども、ただ、1年の評価しかないわけですよ。それでしたら、〇〇会、〇〇園ですけども、今回、出ていないところの〇〇会の3年間、実績あるのかな、4年分あるんですか。そこのところをこんなふうになくなって評価が高まってきたということをおわかっていただける意味では、その資料というのもやっぱり問題になりますか。

なかなか、単年度だけでは評価って分かりにくいと思いますので、その点、私もどうなのかと思ったんですけども。

〇委員長 今、一応、出さないという方向ですが、副委員長さんの提案であれば。

〇副委員長 私が〇〇会を出すというのは、単年度の評価なので、それがどうこうというのはなかなかわかりにくいかなとは思いますが、何かと比較がないとわからないし、先入観があってもいけないのであれなんですけど、もう1つ別の、先ほどおっしゃられた、〇〇園の分がありますよね。〇〇園が合わなくてかわってこられたとおっしゃっているんですけども、その〇〇園が市も入り、園の努力でかなり、本当にすごく高い評価を今はいただいているので、よそのところであれば、そういう変わってきたというのは出せるのかなと。それで、市も一緒になってそこのところは運営にかかわっていきますので、そういうことの中で、全体が〇〇会でなくても、ある意味、今回選定された指定管理者については、市も地域も一体になってよくしていけることが可能かなと思いますので。

〇13番委員 副委員長、そう言われますけれども、それが今回の選定の資料に、ちょっと議論がちがうかなと僕は思うんです。その選定のための資料になるんやったら良いけ

ども、それは行政の資料で、また別のところでのどういう指導をしているのかという資料になると思うんで、決め手にはなりにくいんかなという気がします。それで、はじめのときは視察というのはなかったんです。それが、視察ができて、そうしたら、かなり本当の現場を見られるということになってきたんで、その辺が一番、保護者の人も見て、感じて、どういう保育をやっているのかなとわかると思うんで、資料では非常にわかりにくいけれども、そういうのはできるだけ参加して、僕らは出られないときがあるんですけど、していただいたら一番いいかなと思いますけど。

それで、まだこども園計画があるんで、1回目、2回目、3回目とどんどん資料が増えているのは確かです。今、市のほうで開いている委員会で悪いですけども、かなりの膨大な資料の中で、そういう視察とプレゼンテーションというのが最大の決め手になろうかなと思いますけど。会議の中で、プレゼンテーションでも、色々意見も言っていただいたらと思います。

○副委員長 先ほど、11番委員さんがアンケートってどういうアンケートをとられているのかなということもおっしゃられていましたので、そういうことも委員さんの中ではお知りになられて、その次の段階での安心感につながっていくんかなと思ったので言わせていただいたんです。

○委員長 内容については非常に公平性の問題で課題があると思うので、アンケート項目、どのようなその後の調査をしているのかということについては提示できるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○事務局 アンケート項目はそのようにさせていただきます。今出てきた資料ですが、例えば1番として、日々の保育園環境について、お子さんはこども園に行くことを楽しみにしていますかという項目、それから、お子さんとその保育園の職員との関係はいいですかとかというのがございます。それと行事について、園行事に保護者が参加しやすいような配慮がありましたか、それから、給食について、保護者について、法人の姿勢について等のアンケートを保護者のほうにやってございます。次回にその項目につきましてはご案内させていただきます。

以上です。

○委員長 では、その項目についてまず提示していただくということではいかがでしょうか。また、それに沿いながら、法人さんには色々質問していくこともできると思いますので、そういう方向でさせていただきたいと思います。

じゃ、他にご質問、どうぞ何でも聞いてください。

はい、どうぞ。

○6番委員 この項目の中の子育て支援及び地域との連携という項目があるんですけども、地域との連携について、地域との連携というのは多分、法人さんの運営次第というところがあるのかなと思うんですけども、ただ、関係機関との連携はどうかというところで、例えばこども園になった後、市内の公立の保育園、幼稚園との連携であるとか、保育園で終わりませんので、例えば小学校との連携だったりとか、市の行事への参加、そこら辺の連携というのは、今あるこども園というのはどういう感じかなというのがあるんですけども。

○委員長 現状のことでもよろしいですね。

○6番委員 現状で結構です。

○委員長 関係機関との連携について、現状、どうなっているのかということについて、どなたか、お答えいただけますでしょうか。

はい、お願いいたします。

○事務局 今、連携ということで、市内の保育園、幼稚園、それからこども園の園長会につきましては、同じような状況の中でこども園についても取り組みをして、入っていただいて、行っております。それから小学校につながる連携につきましても、こども園も同じく小学校等の連携につきましても行っているというところでございます。

地域につきましても、それぞれの地域のお祭りですとか、そういうのについても参加できる、園の考え方もありますが、そういうところで取り組んでおられるということがございます。

以上です。

○委員長 補足質問になりますが、多分、研修は公立、民間も一緒に研修するものもあるかと思いますが、それについていかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○事務局 教育委員会で今、大事にしている施策では、幼児期から小学校につながるということ、それと小学校から中学校につないでいくこと、連続して子どもの育ちを見ていくということを大事にしています。そういった意味で保育園、幼稚園、こども園、そして、小学校の先生方も入った連携の研修会を年に何度か持っています。その中でも、それぞれの保育園、幼稚園、そしてこども園の職員に参加いただいて、その連携の手法について学

ぶ機会を設けております。教育委員会は幼稚園だけ所管しているというのではなくて、全ての子どもさんが小学校へ入ってきますので、その連携は大事にしていきたいとこれからも思っております。

○委員長 これは公、民間わず、連携についてテーマにした研修を教育委員会のほうでは開催しているということですね。

今の点でご質問された方、よろしいですか。もうちょっとお聞きしたいこと、ありますか。

○6番委員 きちんとそうされているということであれば安心なんですけれども、今年、私、1年間、保育園の保護者会長をさせていただいたところからいくと、こども園との連携というのが全くなかったんで、こども園になった瞬間に何か切り離される感が少しあったので、質問させていただきました。今のところからいくとそういうことはないのかなというのがありますので。

○委員長 今は公、民とも一緒に研修をしていくとか、かなり連携は進んできている状況にあるかと思えます。

○6番委員 ごめんなさい。ちょっと違う質問を。

○委員長 もう1つ、違う質問を、どうぞ。

○6番委員 視察をされるということなんですけれども、視察は、その日はおそらく決めて行くのかなと思うんですけれども、その日は視察先の保育園には伝えて行くんですか。それとも伝えずに抜き打ちみたいな形で行くのか、伝えた上で行くのか、それ、どうなのかなという。

○委員長 それについては後でご説明があるので、後でよろしいですか。視察について詳しい説明は後ほどいたします。

○7番委員 地域との連携という観点から見たら、〇〇から応募されている方が、この中ざっと見させてもらったんですけれども、〇〇から来た人がこの橋本、高野口、この地域のことを理解してもらえるのかどうかちょっと僕、この4つで見たら、今、票を入れる、これ、言うて良いか悪いか分からないけど、〇〇はないと思ってます。プレゼンテーションを受けたらわからないんですけれども、地域の連携ということから言うたら、〇〇園を運営されているこっちのほうが良いのかなと勝手に思ってしまうのは。

あとは、3番の議題とかになるんでしょうけど、財務状況とかもやっぱり、運営ちゃんとしていけるかどうかというのは見ていかないと。それはやっぱり大きいところのほうは

強いのかなと思うんですけれども、地域の人としゃべりながら地域のお祭りとか色々活動していく上では、この4つを見たらこれかなと勝手に思うんですけれども。あまり、これ、言うて良いのか、僕の管轄は〇〇小学校の区域になるんですけれども、〇〇小学校のほうでちょっとトラブルになっているのが、〇〇園というのは、神戸の方が運営者ですけれども、大学の教授か何かをやってはって、トイレにスリッパがないとかどうのこうので、その子らがそのまま小学校に上がってトイレ関係でちょっと問題になっているというのは、ちらほら嫁さんの友達とかの中では聞きました。だから、神戸の人やから、うちのところはこういう理念でこうやっているんですと言われてたらそれで終わりなんやけれども、何か地元にあった人となったときに、4つの中からやったら、地域の人がやっているところのほうが見えるというか、保護者にとっては安心感があります。

僕、ちょっとしゃべり過ぎなんで、以上です。すいません。

○委員長　そうですね。そうですねと言っはいけないのですが、個人的ご意見だと思いますので、そういう観点をお持ちになって構わないので、当日、プレゼンを見ていただいて客観的に判断していただくと。今はきっと情報だけですので、前回もさせていただいたときには、やはり会ってみたいとというか、法人さんのご説明をちゃんと聞いてみたいとよいか悪いか判断しにくかったです。実は経営を全国展開されている保育所もたくさんあるので、それも決して悪いわけではなく、かなり基準をそろえて運営をされるので、また違うかもしれませんので、ぜひ当日、そういう考えを持ってもいいのですが、客観的に判断をしていただければと思います。よろしいでしょうか。

では、他にご意見、ご質問等どうぞ。

今日のうちに聞いていただくと、とても当日がスムーズかと思っておりますので、まだお時間ありますので、ありませんか。

よろしいでしょうか。特に保護者の方、ぜひここは聞きたいというところがあれば、ぜひ今日、お願いしたいんですけれども。

○6番委員　項目の7番、その他のところの発達支援保育などの考え方はどうかというのがあるんですけれども、発達支援というのは、一部、何か遅いとか、そういう子どもさんのことということでよろしいですか。

○委員長　発達支援というのは、障がいのある方とかそういう課題を抱えた方のことなのかというご質問だと思います。

○事務局　市のほうでは2年ほど前まで障がい児保育という言葉を使っておりました

けれども、最近では発達支援という言葉に変わっておりまして、障がいをお持ちのお子さんでありますとか、発達におくれのあるお子様、そういう支援の必要なお子様に対する保育全般を発達支援という形で今は表現しているということです。よろしいですか。

○6番委員 ありがとうございます。

○委員長 それでよろしいですか。

他にご質問ありませんか。次に進んでよろしいですか。

それでは次に、先ほど事務局から提案がありました〇〇県に所在する法人視察に関する事務局提案についていかがでしょうか。

日帰りで訪問するというのは難しいということで、向こうが撮ったビデオを編集するという形でよろしいかということですが、これについていかがでしょうか。

では、ご意見がございませんので、これでよろしいということで進めさせていただきます。

じゃ、次に行きたいと思います。書類審査に入りたいと思います。審査資料の説明について、概略を事務局のほうからお願いします。

○事務局 それでは、(3)の書類審査の1点目の審査資料(比較表)の説明をさせていただきます。

お手元に配付いたしました資料2、資料3と4法人からの申請書についてです。

まず、各法人からの申請書、大きいファイルのものです。皆様のお手元に配付させていただいてあるかと思いますが、この表紙をめくっていただきますと、一番上に提出書類一覧表が付いていると思います。この提出書類の一覧表の左側に番号が付いています。この番号が見出しの番号ということで、11番についてはアからサまでこういった資料が付いておりますので、この提出書類一覧表を参考に見ていただけたらと思います。

また、例えばデイリープログラム、11のクでは比較検討がしやすいように日を指定していたり、献立表も9月のものをお願いしたということで、比較検討しやすいようにしておりますので、そういった形で見いただけたらと思います。

献立表ですけれども、〇〇会の〇〇園ではアレルギーの園児が1名ということで、個別ヒアリング対応をされているため、参考に系列園で使用されている7月分のもので添付されておりますので、ご了解願います。

それでは、資料2のA3の横長、一番大きな紙、インデックスで資料2と書いたものがございます。こちらのほうをご覧くださいませでしょうか。

これにつきましては、法人から提出された申請書類から主要な項目について、法人ごとの内容をまとめたものになっております。

1 ページ目が法人の概要等ということで、2 ページ目以降が先ほどご審議いただきました審査基準の項目ごとに各法人から提出いただいた申請書の書類の内容をまとめております。一部抜粋した部分がありますので、詳しくは申請書のほうを見ていただきたいと思います。大まかな部分につきましては、文字が小さくて申し訳ございませんが、こちらのほうを見ていただけたらと思います。それぞれの項目、説明書きの下に、申請書の書類番号、ページ数を記載しておりますので、それを参考に申請書をご確認いただきたいと思います。

次に、資料3のほうですけれども、審査項目に関して、現公立園ではこうなっていますという資料も付けておりますので、公立園との比較で見いただければと思います。

簡単でございますが、以上です。

○委員長 委員の皆様には、申請書類等、膨大な資料を検討していただくわけですので、申請書類の該当ページ数も入れてありますので、この資料2をしっかりとご覧いただければ審査できるということになっています。実際には紙だけの審査ではないかと思いますが、なかなか難しいところではあると思いますが、ぜひ詳しく見ていただければと思います。資料3では、現在の橋本市の公立園の現状をあらわし、比較できるようになっています。比較表のほうをまずはよく見ていただいて、そして、それでわからなければより詳しいこちらのほうも見ていただくというふうにさせていただくとわかりやすいかと思います。

これについてはよろしいでしょうか。

では、続いて財務状況について専門家である2番委員のほうからご説明をよろしく願います。

○2番委員 資料といたしましては、お手元のクリップどめの資料4のページをご覧ください。

第1回応其こども園指定管理者選定委員会資料とございますものでございます。

財務分析ということですので、ただ、我々一般の会計に携わる者としましては、株式会社、有限会社等の一般法人につきましては、ある程度の財務分析というものが確立されてありまして、一般的にこういう分析をすれば財務状況がよくわかるというのはあるんですが、今回は社会福祉法人の財務分析ということになりまして、いまだにこれだという分析方法というのはあまり一般的にはない状態でございます。ここで資料の手元、文章、読まさせていただきます。

「社会福祉法人の財務状況が健全であるか等を分析する為の財務指標は様々で、どのような財務指標を採用するかは明確な規定は定められていません。しかし、その中でも東京都社会福祉法人経営適正化検討会が平成23年3月に出されている「社会福祉法人の経営適正化に向けて」の中で、社会福祉法人独自の財務上の課題を発見する為の有効なものとして以下の指標を示されています」ということで、ご覧のとおり11指標が示されています。細かい話等々は東京都社会福祉法人経営適正化検討会のホームページで、東京都のホームページから行けると思うんですけども、そういう細かい話はその中で書かれてあります。その11指標を使いまして、今回は各11指標、財務分析、それぞれの法人でこの指標の数字を出させていただきまして、それをそれぞれ比較せなあきませんので、統計法という指数法という方法を用いまして、総合的な総合評定という形での点数化という形で、事前にこの4法人の資料を橋本市のほうからいただきまして、次のページに分析表の結果が一覧で提示させていただいております。本当にこのいただいた財務諸表の数字から単純計算でさせていただいて分析した一番下の総合評定というところが1つの参考の数字という形で提示させていただきます。これからの計算方法等々につきましては、必要であれば、私のほうから手元に資料がありますので、提示させていただきたいと思います。

簡単に言えば、偏差値と言うたら変な言い方なんですけれども、財務諸表からそういった単純に数字だけの比較になります。

この中で、一番左の上から3つ目、長期安定性を見る指標というところの下側、固定長期適合率、それとコスト合理性を見る指標のところの（人件費＋委託費）比率、その下の労働分配率、これ、本来は数字が小さいほど評価がいいとされている部分なんですけれども、あえて分子と分母を逆にさせていただいて、全て数字が大きいほうがよいという形でちょっと手を加えさせていただいております。だから、全ての評点については数字が大きいほうがよいということでの単純比較ができるようにさせていただいております。

あと、それぞれの指標があるんですけども、できれば長期運営をやっていただきたいという観点から、収益性じゃなくて安定性のほうに点数配分を多目にとらせていただいて分析をさせていただいております。

あと、ここの4法人以外に全国平均という数字があると思うんですけども、それが1つ、私が所属しています税理士、公認会計士の任意団体のTKCというところが、こういった形でTKC社会福祉法人経営指標というものがあり、全国のTKCの会員の税理士、公認会計士がかかわっている社会福祉法人の財務データを分析したものになります。ちょ

うど先月、平成25年版、最新版のものが私のところに来ましたので、その数字を使わせていただいて1つの法人とみなして、ここに数字の計算をさせていただいております。前回までは、全国平均ではなくて丙地、要は都市部以外の平均の数値を使わせていただいていたんですけれども、全国に展開する法人さんも中にいらっしゃいますので、やはり全国平均を使ったほうが比較対象になるのかなと思ひまして、今回は全国平均の分を、数値を使わせていただいております。

今回させてもらった感想なんですけれども、4法人さん、やはり財務内容的には皆さん、良いです。良いので、この全国平均を1つの法人とみなして入れた場合に、全国平均の数字がかなり小さくなってしまうという、5法人とみなしたところでの指標の評価になりますので、全国平均だけがあまりにも財務状況が悪いという数値結果になります。逆に言いますと、4法人さんとも財務状況的には、単純な数字の計算においては問題ないでしょうという結果になっています。

あと、細かい点等につきましてはまたプレゼンのときとかにも質問等々もさせてもらおうかなと思ひますけれども、簡単ですけれども、以上、財務状況についてということです。

○委員長 2番委員、お忙しいところ、簡潔にまとめていただいてありがとうございます。またご質問等はプレゼンのときをお願いいたします。

では、もう時間も迫ってきているんですけれども、地域、利用者の立場からどのようなこども園を望むのか、もしご意見があれば、少しお聞きしたいと思います。

地域、利用者の代表者ということで、こちらからご指名させていただきたいと思ひます。4番、6番、8番の委員の3名の方に簡潔にご意見をお聞きしたいと思いますので、先ほど述べられていてもういいということであれば、それでも結構でございます。

どうぞ、4番委員の方からお願いします。

○4番委員 私がこども園に望むことは、まず子どもたちにとって良い保育であるべきこども園をつくっていただきたいということと、あと自然と触れ合い、また地域住民の方々、お年寄りとの交流、そういったこともこども園になってもしてってもらいたいというのと、あと、この資料の項目とかにもあったんですけど、食育という点についてまた力を入れてってもらいたいのと、それと、0歳児からのこども園になってくると思うんですけれども、園児一人一人に対して目の行き届いた保育を行っていただきたいと。それともう1点、保護者の立場からしまして、保護者の意見が先生方に届き、自分たちの意見が保育に取り入れてもらえるように、そういったこども園をつくっていただき

たいと思います。

以上です。長くなって申し訳ないです。すみません。

○委員長 では、6番委員、お願いします。

○6番委員 今、4番委員さんが言われたことがほとんどだと思うんですけども、良いこども園になって欲しいと思うんですけども、去年からこども園化がうちの保育園でもあって、ふと思ったのが、じゃ、悪い保育園って何なんですかみたいなことを考えたときに、そんな悪い保育園というのは、この市内に私の知る限りではないんじゃないかなと。ですので、その行っている保護者の方とか、橋本市とか、その法人の努力で、周りにはほぼ良い保育園しかないんじゃないかなと思うんで、最低限、安全で安心できるこども園になればいいかなと。安全ってけがしないと。けがはすると思うんですけども、食べ物が大丈夫とか、そういうところ辺は、当然その法人さんがつぶれないという安全性というのも大きくあると思うんですけども、そのあたりとか、あとはもう安心して行かせることができる。保護者と信頼関係があるとか、地域、関係各所との連携がとれて、そのあたりの信頼もあるというこども園になればいいなと思います。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。8番委員、お願いします。

○8番委員 4番委員さんと6番委員さんがほとんど言ってくれているんですけども、多分みんな、特に子どものことを一番に思っている委員さんばかりだと思うんで、みんな同じ目標であれば良いこども園ができると思いますので、それに向けて良い法人を選んでいけたらなと思います。それと、やっぱり保護者が安心して預けられるこども園にしましょうということ。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

橋本の地域特性をしっかりと生かして、そして教育の質、保育の質がしっかりと保障され、保護者とのコミュニケーションが良いこども園ということは、多分、保護者の方のご希望かなと受け取りました。どうもありがとうございます。

説明並びにご意見をいただきましたので、他に補足事項、何かここでもう一度聞いておきたいということがありましたらここでお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、次の議題4番、次回選定委員会についてご説明をいただきたいと思います。事務

局よりお願いいたします。

○事務局 お手元に配付いたしました資料7をご覧くださいと思います。

第2回応其こども園指定管理者選定委員会（案）でございます。1月13日月曜日、この日は祝日になります。当日は休館日になるんですけども、この保健福祉センターのこの同じ会場で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。午前9時半に委員長の開会のご挨拶の後、採点方法等のご説明をさせていただきまして、視察先で録画いたしましたビデオをご覧くださいます。午前10時半から、各法人によりプレゼンテーションをしていただきます。法人に対して質疑応答した後で、午後3時10分ごろより2番委員より財務状況の補足説明、それから、委員長より応募法人についての総評的などころをいただきたいと思っています。それから、意見交換を行った後に、午後4時10分に採点を行いまして、午後4時50分ごろに結果発表。それから講評を行って、5時15分に閉会という形で進めたいと思っています。

プレゼンテーションは20分以内、それから質疑応答は30分以内で行いたいと。説明員の人数は5名以内でということで、委員の皆様のご了承をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

次回、1月13日は1日一緒におつき合いいただくことになります。ぜひ、良い法人を選びたいと思いますので、皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事につきましてはこれで全て終了しました。何か特にございませんか。

はい、どうぞ。

○事務局 先ほどご説明しておりました法人の現地視察についてご説明したいと思いますので、ちょっとお待ちください。今から資料を配付いたします。

（資料配付）

○事務局 それでは、今、お手元に配付させていただきました資料についてご説明いたします。その前に、先ほど、説明が漏れておりました。1月13日につきましては、朝から夕方、午後5時までということになりますので、お昼のほうは事務局でご用意いたしますので、その旨、お伝えいたします。

それでは、先ほど申し上げました保育施設の現地視察についてご説明させていただきます。日程なんですけど、今お配りいたしました日程表にあらかじめ、事務局のほうで日時、視察法人先を記載させていただいております。委員の皆様におかれましては、参加の有無

につきまして参加できる場合はマルを、参加できない場合はバツ印を記載していただきまして、12月9日月曜日中に事務局の幼保一元化整備室までファクスで送付、もしくはお電話で連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、日にちがありませんので、この資料をもって委員の皆様への現地視察のご案内とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、日程の都合上、ご参加いただけない委員もおられるかと思いますが、事務局のほうでビデオ撮影を行い、次回の第2回選定委員会においてご覧いただく時間をとりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長 説明ありがとうございます。

他に何かございませんか。よろしいでしょうか。ご質問等ありませんか。よろしいですか。

では、長い時間にわたり、ご協力本当にありがとうございました。無事、今日の議事を終えることができました。次回、1月13日もよろしくお願いいたします。

それでは、事務局のほうにお返しいたします。

○司会 委員長、どうもありがとうございました。

それでは、皆さん、長時間にわたりましてご審議ありがとうございました。次回の選定委員会まで時間がございますので、各自資料、書類をお持ち帰りいただきまして、詳細な検討をお願いしたいと思っております。

それから法人への現地視察についてですが、事前に連絡します。保育の予定も法人さんにありますし、通常保育しておりますので、事前に日程調整させていただいた上での視察になりますので、よろしくお願いいたします。

次回は1月13日月曜日午前9時30分からとなります。会場は同じ会場、保健福祉センター3階の多目的ホールでの開催となります。

それでは、以上をもちまして本日の第1回目の選定委員会を終了いたします。本日は大変ありがとうございました。